

平成 29 年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試 A 日程 試験問題

## 公 法 系（憲法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 2 枚である。
2. 配点は、50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1 枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

### 【問題】

民法 900 条 4 号ただし書（条文は下記に掲載したものを前提にすること。）の合憲性について、関連する判例を説明した上で、論じなさい。

### 〔参照条文〕

民法 900 条 同順位相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各  $\frac{2}{3}$  とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、 $\frac{2}{3}$  とし、直系尊属の相続分は、 $\frac{1}{3}$  とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、 $\frac{3}{4}$  とし、兄弟姉妹の相続分は、 $\frac{1}{4}$  とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の  $\frac{2}{3}$  とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の  $\frac{2}{3}$  とする。

《公法系問題 以上》

**【出題意図】**

**問題**

本問は、非嫡出子の法定相続分規定の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、法の下での平等に関する基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。